

第三者評価結果入力シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人NP0かなびの丘

②評価調査者研修修了番号

SK2021195
SK2021193

③施設名等

名称：	北さくら園
施設長氏名：	寺本 美穂
定員：	49 世帯
所在地（都道府県）：	大阪府
所在地（市町村以下）：	大阪市東淀川区相川3-11-24
T E L：	06-6340-0792
U R L：	https://www.sakuraen.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	1951/12/19
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 みおつくし福祉会
職員数 常勤職員：	16 名
職員数 非常勤職員：	6 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	4 名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	13 名
有資格職員の名称（ウ）	社会福祉主事
上記有資格職員の人数：	8 名
有資格職員の名称（エ）	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称（オ）	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【理念】・子どもが未来に希望が持てる社会を目指す。 ・地域と協働し、子どもの健やかな成長を支える。 ・母と子の自己実現を目指し、主体的に生活できるよう支援する。 ・母と子の多様性を尊重し、共に生活課題に取り組む。 【方針】・施設運営安定のため、利用者確保と各業務の見直しを実践する。 ・利用者がストレングスを活かし、課題へ向き合いながら主体的な生活ができるよう、個別支援を充実させる。 ・利用者の多様性に応じた支援をおこなうため、職員個々のスキルアップを促進する。 ・退所後の生活安定に向けてアフターケア支援体制を充実させる。

⑤施設の特徴的な取組

【アフターケア】退所後近隣地域への移行利用者が多い傾向にあり、アフター委員会をたちあげ、入電や訪問を行い可能な限りできる支援を行っています。また、子どもには学習支援を中心とした「北カフェ」行っています。 【補充保育】母親の自立に向けて、就労・役所などの手続き・カウンセリング・レスパイトの間の未就園児の保育を行っています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2023/8/18	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/2/8	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和 3 年度	

⑦総評

【特に評価の高い点】

- ・施設の老朽化に伴い、ハード面への対応が迫られていますが、新型コロナウイルス感染症の中で別途浴室設備を設けるといった対応をしています。安心安全をベースとした支援への創意工夫は高く評価できます。
- ・入居後、退所後をも見据えた健康・経済・生活設計等への支援から、退所後も気軽に相談できる体制づくりや子どもへの学習支援や居場所づくりとしての活動を行っています。
- ・母親が就労・訓練、施設内での相談やカウンセリングの時間、また諸手続きに要する時間帯その他レスパイトとしても、未就学児童等の補完保育を実施し、安定した心身状態のなかで自立に向けた日常生活が営めるよう、母親の気持ちに寄り添った支援を提供しています。
- ・主に施設の近くに住居を置く退所者に対して、架電や訪問による心理的サポートや可能な範囲での必要な具体的支援を行っています。退所したとはいえ、地域での自立生活を継続していくうえで施設がたいへん心強い存在となっているのは確かです。

【改善が望まれる点】

- ・記録は、みずからと他者との、あらゆる事象に関する確認の拠りどころです。支援上の記録は言うまでもありませんが、たとえば、伝達や周知徹底がなされたかどうかについても会議録等に記載がなければ、ふだんから職員への指導や教育が徹底されていたかどうかを確かめることができません。実施したことがらに関しては、必ず記録に残しておくよう心掛けてください。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

施設のおかれた状況へのご理解や、その中での工夫にも細やかに目を向けて頂きありがとうございました。職員の支援の質や職務に向き合う姿勢、入所中から退所後まで一貫した支援に対して高く評価して頂いたことは、今後の励みになります。今回ご指摘があった未熟な部分は真摯に受け止め改善し、高く評価頂いたところも慢心することなく、伸ばしていきますよう努力を重ねてまいりたいと思います。

今後も利用者の方の安心・安全はもとより、サービスの質の向上や、職員の資質向上に取り組んでまいります。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、母親と子どもへの周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○
【コメント】		
■法人全体の経営理念と経営方針に沿った施設の理念と方針が定められています。ホームページや事務所での掲示、パンフレットに記載しています。母の会（むつみ会）でレジメに記載、職員会議では毎年4月に行っています。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○

	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ 母親と子どもの数・母親と子ども像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする母親と子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	☐ 定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする母親と子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【コメント】		
■各社会福祉協議会、府の母子部会の魁プロジェクトをはじめとする部会に所属し情報を得ています。また、大阪府や大阪市から社会福祉や母子生活支援施設に関する方向性や動向を収集しています。 ■5年間の世帯や入所推移、入所理由、退所理由、在籍理由などのデーターを収集し大阪市の母子生活支援施設の計画に働きかけを行っています。 ■法人内の3つの母子生活支援施設で毎月連絡会を開き、情報共有を行っています。		
	② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○
【コメント】		
■施設を取り巻く経営環境や職員体制、老朽化が進む施設や建物の設備、認可定員に関する事など、諸々の課題点を法人の理事長ヒアリングの場で理事長や役員に共有をしています。 ■上記課題の解決・改善に向けて、情報を整理し市へ働きかけるなどの取り組みをしています。 ■職員に直接関わってくることがらに関しては、職員会議において周知をしています。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○
☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○
【コメント】	
■毎年見直しをする施設の中期計画（5年）は事業活動収支 施設設備収支、その他活動収支に分けて数値目標が立てられています。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
☐ 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	○
☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
【コメント】	

■単年度計画は時系列で実行計画を策定しています。①利用者サービスの質の向上への取組み ②人材育成に向けた取組み ③職場環境の改善に向けた取組み ④建物設備に関する計画 ④地域福祉や社会貢献への取組み ⑤防災・不審者・個人情報等の危機管理対策 の5本を柱とした事業計画を策定しています。
■今後、中長期計画と単年度計画をリンクさせた内容にすることを期待します。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	□事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	□計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○
	□事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
	□評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	□事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	○

【コメント】

■委員会や会議で職員が参画し策定しています。10月末で上半期の見直しを職員会議で行い、上半期の計画を再検討し、見直しした場合は、職員会議で周知を図っています。

②	7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a
	□事業計画の主な内容が、母親と子どもに周知(配布、掲示、説明等)されている。	○
	□事業計画の主な内容を子ども会や母親会等で説明している。	○
	□事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、母親と子どもがより理解しやすいような工夫を行っている。	○
	□事業計画については、母親と子どもの参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【コメント】

■年度初めの母の会(むつみ会)や子ども会で配布したり、1階の掲示板にポスターを貼るなどの方法で周知を図っています。
■事業計画については大枠や施設の設備に関することなど、直接母子の生活にかかわることについては具体的に説明をしています。

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者
評価結果

①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	□組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。	○
	□支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	○
	□定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	□評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	○

【コメント】

■自己評価は毎年実施しています。また一年に一回経験年数の異なる職員の3, 4人のグループに分けて、第三者評価の評価基準に基づいた自己評価を行っています。
■新任職員向けて採用後2カ月ごとに「何をいつまでにどのレベルまで身につけるのか」具体的な職員育成プログラムを実施しています。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
---	---	---

	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	☐
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	☐
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	☐
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	☐
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	☐
【コメント】		
■ 自己評価は評価結果を施設内職員でまとめ、結果や課題を文書化し回覧しています。 ■ 自己評価が低下した場合には周知をして、改善策に基づき計画を策定し、その後の実施状況の進捗状況に応じて結果の見直しを行っています。		

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	☐
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	☐
	☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	☐
	☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	☐
【コメント】		
■ 法人全体に配付されている受講管理手帳で、役割と責任、職務掌握について記載しています。また、マニュアルで施設長不在時の権限を主任・副主任に委任することを記載しています。 ■ 組織体制図は毎年年度初めに更新し職員会議で周知しています。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	☐
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	☐
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	☐
【コメント】		
■ 施設長は、法人の施設長研修などで法令遵守の観点での経営に関する情報を得ており、持ち帰った情報は職員会議で周知を図っています。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	☐ 施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	☐
	☐ 施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	☐
	☐ 施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐

	☐ 施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
	☐ 施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○

【コメント】

■施設長は日常支援において職員の対応が適切なものとなっているかについて、利用者への声掛けなどを行って日々確認をしています。
■ケース会議で担当職員の意見を尊重しながらSVを行い、必要な指導を行っています。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
	☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【コメント】

■施設長と主任による運営会議で、法人の方向性や運営、現場での業務状況の把握・改善を月に一回行っています。

2 福祉人材の確保・育成

(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
	☐ 支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
	☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	○
	☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○
	(社会的養護共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○

【コメント】

■利用者のニーズに応じた良質な福祉サービスの提供のための職員の資質向上・他の参加者との交流を研修方針とした計画を作成しています。
■職員ごとに主要な役割、今年施設が求める行動、主軸となる研修、処遇改善加算に関する研修一覧を作成しています。
■人材確保委員会を設け、採用に特化したホームページによって採用活動を行っています。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	○
	☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○

☐把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

【コメント】

- 法人として「期待する職員像」を明確にし、評価制度を導入しています。
- 法人内の「職場環境改善委員会」や施設ごとの「業務の在り方委員会」で、年間休日数や総労働時間の改善手段について協議する場を設けています。
- 今後は、上記委員会等を活用した改善策の検討・実施を促進していくことが望まれます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

- 毎月給与計算の締め日後に、勤怠の状況から有給休暇の取得状況や時間外労働時間を確認しています。
- 毎年一回目標管理の面談のフィードバックの際には、個別に相談を受けています。
- 法人内で各施設からの代表者で意見を出し合い福利厚生の活動を行う「厚生会」があり、おしゃれBBQ、ボウリング大会、テーブルマナー講習などが実施されています。
- 育児休業の取得推進や短時間勤務制度等によるワークライフバランスへの配慮がなされています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐

【コメント】

- 法人として示された「期待する職員像」を基本にした各職員ごとの目標管理を導入しています。決められた時期に個別の中間面接を行い、進捗状況の確認、年度末にも一人につき20分程度の面談を行っています。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	☐ 施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	☐
	☐ 現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	☐

	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	☐
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【コメント】

■年度ごとに研修の方針と計画を定めています。施設内研修、法人内研修、救急救命や市民後見人養成講座などの自己啓発、その他社会福祉協議会等の外部研修をトータルに整理し、各月・個人ごとに参加予定表を明示しています。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	

【コメント】

■新任職員育成プログラムにおいて「何をいつまでにどの程度まで身につけるか」を基本に個人ごとのOJTを行っています。
 ■処遇改善等加算のための研修や、不適切なかかわり予防のための研修など、勤務に配慮・工夫しながらできる限り参加できるようにしています。
 ■スーパービジョンに関しては、中堅以上の職員に対しても法人全体で確保していく予定となっています。

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	☐ 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	☐
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	☐
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	☐
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐

【コメント】

■実習生に関する受け入れマニュアルには福祉を担う人材の育成を目的として掲げています。
 ■令和4年度は保育士実習9名、社会福祉士実習4名を受け入れました。保育士・社会福祉士に関する母子生活支援施設ならではのプログラムを用意しています。
 ■保育士実習についてのマニュアルはありませんが、受け入れている学校とプログラムを協議し進めています。実習担当職員は1名おり、毎年保育士は5～10名、社会福祉士は4～6名程度受け入れています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
①	
21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	☐

	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	○
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	○
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

【コメント】

■法人のホームページに法人全体の理念、事業報告、苦情に関する体制やその改善・対応を公開しています。
■施設の特性上、地域に向けた広報誌は発行していませんが、府社協母子施設部会の啓発活動「魅プロジェクト」で年4回発行するミニコミ紙『魅PRESS』に施設の様子などをあげ、区や府下の福祉事務所の窓口に置いたりしています。
■今後は事業計画などを法人のホームページなどで公開していくことが期待されます。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【コメント】

■経理関係の職務分担表を作成して作業頻度と業務を明確にし、担当者・検査者・決裁者を決めています。
■法人の内部監査に関する実施要項に基づき、定期的に会計・業務監査を行い、また数年に一度は外部の会計事務所による会計監査も受けています。

4 地域との交流、地域貢献

(1)	地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
①	23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
	☐ 母親と子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
	☐ 施設や母親と子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	○
	☐ 母親と子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の母親と子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	(母子生活支援施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	○

【コメント】

■「地域と協働し子どもの健やかな成長を支える」という施設の理念のもと、地蔵盆や餅つきなどの町会行事や各種活動に職員が参加しています。小学校への協力として、下校時見守りを実施しています。
■施設の特性上、居室への立ち入りはできませんが、学校の友達と施設の学習室や屋上で一緒に遊ぶことができます。

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	○
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○

	☐ ボランティアに対して母親と子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○
【コメント】		
■ ボランティア委員会を設け、委員はマニュアルに沿って受付担当者として説明を行ったり、申込み書類の作成やボランティア保険への加入手続き及び報告を行っています。 ■ 退所して地域で暮らす小中学生を対象にした学習会『北カフェ』や、うちわづくりなどにボランティアが中心に関わっています。『北カフェ』は大阪市の採用試験におけるボランティア活動の加算事業として登録されています。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 ☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、母親と子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】		
■ 近隣の就労に関する情報や医療機関、日常生活に必要な情報や関係機関等の社会資源について掲示し、雑誌やリーフレットなども玄関前の通路脇に設置しています。 ■ AEDを設置し、地域の設置マップにも掲載していて、職員もいざという時いつでも操作できるように研修を受けています。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 ☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 (社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 (5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	a a ○
【コメント】		
■ 地域の福祉ニーズや生活課題は、町会・東淀川区自立支援部会・大阪市の児童福祉施設連盟サポート委員会・区のCSWの活動などに参加し、情報の把握に努めています。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 ☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。 ☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 ☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ☐ 施設(法人)が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 ☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】		

■府社協の貢献活動「大阪しあわせネットワーク」に加わって地域貢献事業を行っており、CSWを2名配置し、役所への同行、子育て相談、DV非難による居宅設定の母子世帯に関わるなどの実績があります。
 ■施設の特性上、地域の防災対策や被災時の為の備えに関しては制約はありますが、近隣の退所者とは普段から繋がっており、災害発生時にも支援が可能です。

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐ 理念や基本方針に、母親と子どもを尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
	☐ 母親と子どもを尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
	☐ 母親と子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	☐
	☐ 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	☐
	☐ 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	☐
【コメント】		
■母親と子どもを尊重した支援については「理念」で明示されていて、研修やケース会議において職員が理解し実践するための取り組みが行われています。 ■各職員は不適切な対応についてのチェックシートで定期的に自己評価を行い、また母子へのアンケートをとりまとめて、職員間で回覧しています。		
②	29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
	☐ 母親と子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	☐
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 一人ひとりの母親と子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、母親と子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	☐
	☐ 母親と子どもにプライバシー保護に関する取組を周知している。	☐
【コメント】		
■人権研修やプライバシー保護に関するマニュアルが整備されています。このマニュアルには、相談や面談、個人情報、入浴、居室の立ち合い、業者の立ち入り、金銭管理などの場面におけるプライバシー保護の目的やその理由、支援の内容等について記載しています。 ■居住は世帯ごとであり、家族以外の出入りは制限されていてプライバシー上での問題は特に生じることはありません。工事などで居室への立ち入りが必要な場合は、説明・同意の上で行っています。		
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	☐
	☐ 施設に入所予定の母親と子どもについては、個別に丁寧な説明を実施している。	☐
	☐ 見学等の希望に対応している。	☐
	☐ 母親と子どもに対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	☐
【コメント】		

■母親用に2種類(詳細版とポイントに絞った要約版)と子ども向けの「入所のしおり」が用意されています。
 ■パンフレットは理念や施設内の居室などの写真、入所後の支援についてイメージできるようなものになっています。
 ■事情によっては微妙なやり取りにもなるため、原則的に母と子は別々に説明をしています。また緊急でない限り見学をしてもらっています。

②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
	☐ 母親と子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について母親と子どもができるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	○
	☐ 支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。	○
	☐ 支援の開始・過程においては、母親と子どもの同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
	☐ 意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【コメント】

■支援開始時の面接では、母子それぞれの意向や考えを聞いた上、三者で同意を確認します。
 ■入所1か月の間で『ホップステップドリーム・今後の私』という様式において、子育て、生活健康、就労、金銭などについて母親の希望に沿った自立に向けた計画を立て、自己決定を尊重した支援が展開されていきます。
 ■外国籍の利用者とのコミュニケーションには通訳を手配するなどし、権利と利益が守られる支援への配慮に努めています。

③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	☐ 支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○
	☐ 施設を退所した後も、施設として母親と子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	☐ 施設を退所した時に、母親と子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○

【コメント】

■他施設への移行(施設移動や入院)は約20%、地域への自立は約80%となっています。
 ■移行の場合は、移行先が求める様式で引継ぎ文書を作成しています。
 ■地域への自立の場合は、退所前に母子それぞれに退所後の相談方法を記載した文書を渡し説明をしています。
 ■退所後の支援のためのアフター委員会があり、暑中見舞いや年賀状の送付、家庭訪問、平日の学童クラブや、土曜日には月に2度、勉強やランチを共にする『北カフェ』を開くなどしています。

(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	☐ 母親と子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	☐ 母親と子どもへの個別の相談面接や聴取等が、母親と子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	☐ 職員等が、母親と子どもの満足を把握する目的で、母親と子ども会等に出席している。	○
	☐ 母親と子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、母親と子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【コメント】

■月に一回、母親の会(むつみ会)が持たれています。母親・子どもの意見の収集は、むつみ会の世話役会議や子ども会で行っています。
 ■行事などの後、アンケートで満足度を確認したり職員で振り返りを行っています。
 ■特に、むつみ会への関心や期待が薄れているように見受けられます。今後、開催の仕方や中身についての工夫・検討を期待します。

(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	☐ 支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を母親と子どもに配布し説明している。	○
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、母親と子どもが苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、母親と子どもに必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た母親と子どものプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	☐ 苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】

■苦情解決責任者を置き、受付担当者は女性2名と男性1名、法人として2名の第三者委員が置かれています。
 ■建物一階の掲示板や相談室とトイレに受付担当者の写真と体制が掲示してあります。
 ■毎日夜間に意見箱の中を確認し、投函があればその内容を毎日職員が引継ぎをする管理日誌に記載して全職員で共有できるようにしています。

②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
	☐ 母親と子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	☐ 母親と子どもに、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

【コメント】

■相談や意見の受付は女性2名男性1名が担当者となっています。写真と説明文書を掲示しています。
 ■入所時のオリエンテーションで複数の方法や相手を自由に選べることを伝えています。また、むつみ会(母の会)子どもの自治活動の会での意見表明や、個別に意見を出してもよいことも伝えられています。
 ■プライバシーに関わる相談や意見などは別途相談室で行っています。

③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	☐ 職員は、日々の支援の実施において、母親と子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、母親と子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
	☐ 意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

■意見箱は一階と学童保育が行われる部屋とに設置してあり、場所は他者から投函するところが見られないよう配慮されています。
 ■相談や意見は、内容によってスペースの確保を行うこと、対応職員、内容を1、2日で実施できるものか検討し、日々の引継ぎ会議で共有し、半期ごとに法人本部に報告書として提出しています。また、その後ホームページに公表しています。
 ■社会情勢は日々変化していくため、マニュアルの定期的な見直しは必須です。

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 ☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。 ☐ 母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	b ○
【コメント】 ■施設運営の総合的な危機管理について、対応を明確に示したマニュアルが整えられていません。 ■「ひやりはっと」の集積が乏しくリスクマネジメントに特化した委員会設置などの組織的な仕組みが不十分です。 ■事故防止や対処法などに関する研修や検討会議の実施、職員会議等での周知などが行われているようですが、その事実や中身が記録として確認することができません。そのことも危機管理の重要な要素との認識が必要です。		
②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 ☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。 ☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。 ☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	b ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 ■世帯ごとの居住形態でもあり、新型コロナウイルス感染症の大きなクラスターに至ることもありませんでしたが、念のための対策として、居室を一室犠牲にしてまでシャワールームを新設するという英断に踏み切りました。 ■感染症の予防や安全確保に関する勉強会行われてはいますが、今後は、計画的に定期的な実施が望まれます。		
③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。 ☐ 災害時の対応体制が決められている。 ☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。 ☐ 母親と子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	b ○ ○ ○ ○
【コメント】 ■火災・水害・地震それぞれの災害時避難マニュアルや訓練についてのマニュアルが整備され、避難訓練も定例的に実施されています。 ■比較的早期にBCP策定に着手され一定の成果物が出来てはいますが、不足の箇所が見出されたために現在あらためて策定中の状態です。そのため、これまでのところBCPに基づいた対策や訓練は実施されていません。		

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
-------------------------	-------------

①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	☐
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	☐

【コメント】

- 場面や状況に則した事細かなマニュアルが作成されています。
- 今後、周知の方法や実施の中身についても、何らかのかたちで記録を残していられることを期待します。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	☐ 支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	☐ 支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や母親と子どもからの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	

【コメント】

- マニュアルの検証・見直しや改訂作業も行われていますが、細分化され数多く作成されていることもあって、モノによっては点検した様子が見られないものもあります。検証を漏らさないためにも、その時期を決め、計画的に実施できるようにしておくことが望まれます。
- 改訂がなされなかった場合でも、点検がなされたことが分かるように「証」となる実施年月日などの記載を行ってください。
- ひやりはっと事例などからのほか、利用者の意向や意見を反映してのマニュアルの見直しも指定してください。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、母親と子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、母親と子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。	☐

【コメント】

- 自立支援計画策定に向けてのアセスメントや合議は、面接と多職種が参加するケース会議で行われています。
- 計画策定の方法は運営ハンドブックに示されていて、用いられる様式は面接シートとアセスメントシートに代わる自立支援計画票があります。今後、計画立案までの検討経過が詳細に確認できるよう、記録のあり方には若干の工夫が望まれます。
- 子どもの意向把握は幼児以外全ての児童に行われています。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
---	-----------------------------	---

	☐ 自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	○
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、母親と子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	○
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	

【コメント】

■モニタリング会議は、月2回の母子支援員ミーティングと月1回の少年指導員ミーティングで行われています。
■個別の自立支援計画を意識しながら支援に当たるために、常々フィードバックが可能なように手近で計画を参照できる状況にしておくことが肝心です。
■計画の緊急な変更を要する場合の手順や標準的な支援方法との関連についても確認する仕組みを整えておくことが望まれます。

(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
	☐ 母親と子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
	☐ 自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。	○
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

【コメント】

■パソコンのネットワークシステムの活用はよく機能しています。
■すべての記録類の中身に過不足がないかを点検する機会が定期的必要です。
■記録は、みずからと他者との、あらゆる事象に関する確認の拠りどころです。たとえば、伝達や周知徹底がなされたかどうかについても、そうした記録がなければ確かめることができないのです。

②	45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	☐ 個人情報保護規程等により、母親と子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	○
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
	☐ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	○

【コメント】

■個人情報保護規定やそれに則したマニュアルも策定されています。
■パソコン内の重要な情報は、パスワードの導入で漏洩を防いでいます。
■記録の管理や個人情報の扱いについて、計画的に研修、学びの機会を持つことが望まれます。

内容評価基準（25項目）

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 母親と子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ 母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
	☐ 母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	○
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	○
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	○
	☐ 必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応している。	○
	☐ 母親と子どもの思想・信教の自由を保障している。	○

【コメント】

- 市の児童福祉連盟の権利擁護研修が年に1回定期的に開催され受講しています。
- 不適切な関わりについて考える機会を、年1回定期的に持っています。

(2) 権利侵害への対応		
①	A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
	☐ 不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	○
	☐ 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。	○
	☐ 不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	○
	☐ 職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。	○
	☐ 不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。	○

【コメント】

- セルフチェックシートを用いて、不適切な関わりについての自己点検を行う機会をつくっています。頻度を高め定例化することが期待されます。
- 利用者向けのポスターを掲示し、不適切な関わりや困りごとなどについての訴えや相談を、いつでも受ける用意があることを周知しています。

②	A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
	☐ 不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、母親と子どもに周知している。	○
	☐ 不適切な行為に迅速に対応できるように、母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	○
	☐ 不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。	○
	☐ 不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っている。	○

【コメント】

■子どもには、CAPプログラムなどを用いて、いじめや非暴力、自身を大切にすることなどについて学ぶ機会を設けています。また母親には、ペアレンティングプログラムの活用等で、子どもの良いところに着目しながらの適切な関わり方を身に付けてもらえるように導いています。

■母親や子どもとへの声掛けや接触の機会を多くする中で、些細な変化・兆しをキャッチし、関係性の変化などの把握することに努めています。

③	A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	□不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	○
	□子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。	○
	□不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。	○
	□常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。	○

【コメント】

■主に少年指導員が、学童保育の後の振り返りを通して、母親等からの不適切な関わりがないかをチェックしています。

■子どもにはさまざまな場面で、助けはいつ誰にでも求めてよいということを伝えちます。

(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

①	A5 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
	□子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を母親の理解のもとで実施している。	○
	□子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもと実施している。	○
	□活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。	○
	□母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。	○
	□母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行っている。	○

【コメント】

■子どもたちには「自治会」を、母親には「常会」を設け、主体的な営みを奨励しています。

■権利・自律・責任を意識し、自他を大切にすることを学ぶ「生」教育ワークを実施しています。

■「常会」の参加率は低いとのことですが、時間設定、意義や魅力のある中身についての検討が早急に望まれます。

■意見箱の利用も少ないようです。満足ゆえなのか、何か他に要因があるのかを確かめることが必要です。

(4) 主体性を尊重した日常生活

①	A6 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
	□母親や子どもの自尊心や強みを大切にした支援を行い、自己肯定感が回復し高まるような支援を行っている。	○
	□母親と子どもとに対してストレングスの視点に基づいて、エンパワメントしていく支援を行っている。	○
	□常に母親と子どもの主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。	○

【コメント】

■学童保育、学習時間、定例的な自治会活動などは、それぞれに「主体性の尊重」が基盤となっています。

■導入しているCAPやペアレンティングプログラム(STAR)なども、ストレングスの視点やエンパワメントを基本にしたものです。

②	A7 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
---	---	---

	☐ 母親や子どもが施設での生活を楽しめるような企画を用意している。	☐
	☐ 母親と子どもの主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。	☐
	☐ 母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。	☐
	☐ 母親や子どもの状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。	☐
	☐ 行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。	☐

【コメント】

- 行事やプログラムの時間設定は、母子の生活サイクルに十分配慮の上行われています。
- 行事の実施後には、振り返りをし必ずアンケートもとって、次の計画に活かしています。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A8 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a
	☐ 退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。	☐
	☐ 退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切な支援が受けられるようにしている。	☐
	☐ 退所後も電話や来所によって施設に相談できることを母親と子どもに説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した(学童保育・学習支援・施設行事への招待等)支援を提供している。	☐
	☐ 退所後の生活が安定していることを確認するための往訪や架電等の取組を行っている。	☐
	☐ 必要に応じて退所先に往訪し、介助や同行・代行等の支援を行っている。	☐

【コメント】

- 市域でありながらも暮らしやすい土地柄で、近くの公営住宅などを退所後の生活拠点に選ぶ利用者も多く、地域移行後の支援環境として申し分のない立地条件にあります。
- 「アフター委員会」が軸となって「アフターケア計画書」を作成して、退所の後も具体的な支援を提供しています。

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本		第三者 評価結果
①	A9 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
	☐ 母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。	☐
	☐ 母親と子どもの課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。	☐
	☐ 母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。	☐
	☐ 資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。	☐
	☐ 専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置し、職員間で連携・協議を行っている。	☐

【コメント】

- 月に2回就労支援アドバイスの機会を設けています。
- 個別の事情・必要に応じて、行政、医療機関、法曹関係などの専門家へ繋ぐ支援も行われています。
- 悩みや困難な問題を抱えていて、施設が業務委託しているNPO法人(「心のサポートステーション」)の心理士によるカウンセリングを受けている利用者もおられます。

(2) 入所初期の支援

①	A10 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	b
	☐ 入所直後は心理的に不安になりやすいため、信頼関係の構築に心がけ、心の安定に向けた相談支援に努めている。	☐
	☐ 母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。	☐
	☐ 子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。	☐
	☐ 必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。	☐
	☐ 居室は、母親と子どもが生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。	
	☐ 身体に障害のある母親や子どもに対しても、安全に生活ができるように配慮している。	

【コメント】

- できるだけ早く施設での生活に順応できるよう、丁寧な説明や接触に努めています。
- 入所間もなくのうちは、特に緊急入所などの場合には、必要な家財道具・生活用品を提供されています。
- 居室は3名程度までのスペースで、年齢の高い子どもが複数人ともなると、窮屈感が生じそうです。
- エレベーターがなく、下肢等の障がいがある場合には、入所は難しくなります。

(3) 母親への日常生活支援

①	A11 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
	☐ 生活経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。	☐
	☐ 心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。	☐
	☐ 必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。	☐
	☐ 経済的に安定した生活を送るために、必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。	☐
	☐ 支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。	☐

【コメント】

- 補完保育、家事支援、入浴支援、買い物代行、通院同行、金銭管理支援等、それぞれのニーズに応じた必要な支援がきめ細かく実施されています。
- 近時、ネットスーパーなどの利用も多くなっています。

②	A12 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるように支援している。	a
	☐ 母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。	☐
	☐ 母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。	☐
	☐ 母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。	☐
	☐ 虐待や不適切なかかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。	☐
	☐ 必要に応じて、子どもが通う保育所や学校と連携している。	☐

【コメント】

- 母親とは日常的な会話を絶やさず、本人と子どもに関しての、その時その時の悩みや意向の把握に心がけています。
- 学校や保育所とは必要に応じて、適宜ケースカンファレンスを持っています。

③	A13 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
	☐ 母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。	☐
	☐ 施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなど、関係づくりのための支援を行っている。	☐
	☐ 対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。	☐
	☐ 社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減を図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。	☐
	☐ 施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。	☐

【コメント】

■母親の会(「むつみ会」)を設けています。ただ関心度は全般的に低く、施設とのやり取りなどを主に役員(世話役)が行なって、月に1回の集いも、話し合いというより決まったことからの伝達の場になりつつあります。今後、実効的な会のあり方についての検討が期待されます。

■個々の母親との関係性は良好に保たれています。入所の際や、ストレスが高まり専門的な相談対応が必要と思われた場合などには、心理士のカウンセリングなども案内しています。

(4) 子どもへの支援

①	A14 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
	☐ 子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。	☐
	☐ 放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。	☐
	☐ DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。	☐
	☐ 母親のニーズや状況に応じて、施設内の保育支援や保育所への送迎、通院の付き添いなどの支援を行っている。	☐
	☐ 施設内における養育・保育に関する記録を整備し、支援に役立てている。	☐

【コメント】

■学童保育等で把握した子どもの情報はすべての職員で共有し、一人ひとりの特性に配慮しながら、必要な学力や生活能力が身に付けることを目的とした学習支援など、適切な支援が行われています。

■母親と子どもは別々の心理士でカウンセリングを行っています。

②	A15 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b
	☐ 落ち着いて学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。	
	☐ 学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。	☐
	☐ 進学や就職への支援について、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。	☐
	☐ 学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。	☐
	☐ 学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。	☐
	☐ 子ども一人一人の個性を重視した相談・支援を行っている。	☐

【コメント】

■学習が習慣化されるよう、下校後はまず宿題に取り込むことをルーティンとし、スムーズな生活リズムの定着を図っています。

■学習と遊び場の独立したスペースの確保が難しいなか、影響を抑える区分けの工夫に努められています。

■平日の学習指導は、施設の職員が担い、月に2回大学生のボランティアの協力を得ています。

③	A16 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
	☐ 母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。	☐
	☐ ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。	☐
	☐ 悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。	☐
	☐ 自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。	☐
	☐ 専門的なプログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れている。	☐

【コメント】

■学童保育(学習)室や保育室は、母親以外の大人とのより良い関係づくりの場と位置付けられています。母親にも素直に甘えられない状態の子どももあり、特別なニーズを有する子どもの個別支援の場にもなっています。
 ■合言葉は「ハグナー(Happy/Good/Nice)」で、『他者の言葉を否定しないこと』を約束事にしています。

④	A17 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a
	☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。	☐
	☐ 職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。	☐
	☐ 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。	☐
	☐ 年齢に応じた性教育の計画があり、正しい性知識を得る機会を設けている。	☐
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。	☐

【コメント】

■「性教育委員会」を設けて課題に取り組んでいます。紙芝居を使うなどして子ども勉強会を行っています。
 ■母親向けには、関連する書籍を購入したり、助産婦を招いて命や体のしくみをわかりやすく伝える学習会を持ったりしています。
 ■子ども勉強会や母親の学習会などの開催によって、知識や意識がどの程度高まったかなどを評価し、今後さらにもどのような取り組みが必要とされるかの分析・検討が行われることを期待します。

(5) DV被害からの回避・回復

①	A18 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
	☐ 緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。	☐
	☐ 24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れている。	☐
	☐ 役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。	☐
	☐ 緊急時対応マニュアルを作成・整備している。	☐
	☐ 緊急利用のための生活用品等を予め用意している。	☐

【コメント】

■緊急入所についての対応マニュアルが作成されています。
 ■受け入れは原則平日20時までに連絡を受けたものとしていますが、時間外の受け入れも珍しくはありません。日当直者だけの場合にも、適切な聞き取りをしての受け入れが可能なようにシートが様式化されています。
 ■緊急避難の場合であっても当面の生活に支障が出ない程度の物品が用意されています。

②	A19 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
	☐ 保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。	☐
	☐ 弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。	☐
	☐ DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。	☐

【コメント】

■職員は法制度などある程度の専門的な知識も身に付けてはいますが、個々の事情に即した情報や適切な対処法などを十分に提供できないことも少なくありません。そうした場合には、法テラスの無料相談などの活用を勧めています。

■関係機関への相談・手続きや、場合によっては離婚調停などに同行することもあります。

③	A20 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
	☐ DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。	☐
	☐ DVから脱出することができたことを評価し、安心して安定した生活と幸せな未来について、職員が一緒に考え支援することを伝えている。	☐
	☐ 心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。	☐
	☐ 必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。	☐

【コメント】

■DVやその影響についての正しい知識に関する研修会はすべての職員が受講し、被害者とその回復に向けた方法に関する研鑽を重ね、心理士等とも連携しながら支援に取り組んでいます。

■外部の自助グループや支援団体等の案内も行なっています。

(6) 子どもの虐待状況への対応

①	A21 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
	☐ 暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。	☐
	☐ 子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。	☐
	☐ 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。	☐
	☐ 医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。	☐
	☐ 心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。	☐
	☐ 被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。	☐

【コメント】

■市の児童福祉連盟が催す虐待に関するあらゆる研修会に参加しています。

■自己肯定感を高めることに主眼を置いた子ども向けの勉強会を開催したり、同様の趣旨での個別面談も持っています。

■子ども同士でも互いに否定し合うことのないよう、学習室や学童保育の場を中心に、合言葉(Happy/good/nice)を浸透させています。

(7) 家族関係への支援

①	A22 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
---	---------------------------------------	---

	☐ 母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	☐
	☐ 子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	☐
	☐ 家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。	☐
	☐ 必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。	☐

【コメント】

■ その時々の入所者の属性によって、相談や支援の中身も微妙に変化していきます。近時、対象が低年齢化している傾向があり、乳幼児が漸増しています。

(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

①	A23 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
	☐ 社会資源の積極的な活用をするための支援を行っている。	☐
	☐ 公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。	☐
	☐ 精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。	☐
	☐ 障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。	☐

【コメント】

■ 個々それぞれの多種多様なニーズに応えるために、放課後デイをはじめとするありとあらゆる社会資源の情報取得とその活用に努めています。
 ■ 役所の生活援護課に生活困窮世帯に関しての助言を求めることもあります。
 ■ 外国籍の方の在留資格に関する手続きが円滑に進むように支援も行っています。

(9) 就労支援

①	A24 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
	☐ 母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した支援を行っている。	☐
	☐ 資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。	☐
	☐ 公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行や職場開拓等の支援を行っている。	☐
	☐ 母親が安心して就労できるように補完保育（残業や休日出勤時の保育等）、病後児保育、学童保育などを行っている。	☐

【コメント】

■ 補完保育は、母親が安心して就労できるための最も有効・有益な支援であり、多くの感謝の声が聞かれます。
 ■ 市立母子・父子福祉センター「愛光会館」の多様な機能の活用が図られています。
 ■ 母親の状況やおかれた環境に応じた支援を行っています。
 ■ 看護師など高等技能の取得についての支援の例もあります。

②	A25 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
	☐ 職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。	☐
	☐ 母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。	☐
	☐ 障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。	☐
	☐ 就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。	☐

☐必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。



【コメント】

■一般就労に失敗した場合などには、障がい者手帳制度での福祉就労を活用したり、生活保護も視野に入れた支援を行っています。